

第21期 第10回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

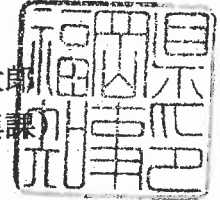
- 1 日 時 令和5年1月11日（水） 14:00～
- 2 場 所 福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室
- 3 議 題
 - (1) 遊漁規則変更の認可について（諮問）
 - (2) えつ流刺し網による採捕許可について（協議）
 - (3) 室見川の採捕禁止区域設定に係る委員会指示について（協議）
 - (4) 個人情報保護法改正に伴う関係規程の整備について（協議）
 - (5) 内水面における共同漁業の漁場計画（素案）について（報告）
 - (6) 第21期第5回福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会について（報告）
 - (7) その他

4水第3319号

令和4年12月23日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局水産振興課)



遊漁規則変更の認可について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

令和4年11月30日付けで、大川漁業協同組合、大野島漁業協同組合及び上新田漁業協同組合から遊漁規則変更認可申請がありましたので、貴委員会の意見を求めます。



4.11.30
令和 年 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎 様

福岡県大川市大字小保 1013 番地
大川漁業協同組合
代表理事組合長 古賀 雅敏

福岡県大川市大字大野島 2864 番地の1
大野島漁業協同組合
代表理事組合長 島崎 博喜

福岡県大川市大字新田 1096 番地の11
上新田漁業協同組合
代表理事組合長 小柳 政彦

遊漁規則変更認可申請書

大川漁業協同組合、大野島漁業協同組合及び上新田漁業協同組合が令和5年4月1日に合併し、大川市漁業協同組合を設立するにあたり、内共第3号第5種の漁業権について合併を停止条件として、別添のとおり遊漁規則を変更したいので関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 大川市漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則
- 2 新旧対照表
- 3 総会議事録の謄本（大川、大野島及び上新田漁業協同組合）
- 5 合併契約書の謄本

大川市漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則

※代表して大川漁業協同組合の新旧対照表を添付
(3漁協とも内容は同じ)

新	旧																								
<p>第1条 この規則は、大川市漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、えび、かに、うなぎ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第4条（略）</p> <p>第5条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に掲げる期間中遊漁してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="903 1160 1198 2036"> <thead> <tr> <th>ア 魚種</th> <th>イ 期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>福岡県漁業調整規則</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚種	イ 期間	備考	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	福岡県漁業調整規則	<p>第1条 この規則は、大川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、えび、かに、うなぎ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第4条（略）</p> <p>第5条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に掲げる期間中遊漁してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="903 280 1198 1160"> <thead> <tr> <th>ア 魚種</th> <th>イ 期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>福岡県内水面漁業調整規則</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚種	イ 期間	備考	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	福岡県内水面漁業調整規則
ア 魚種	イ 期間	備考																							
(略)	(略)																								
(略)	(略)																								
(略)	(略)	福岡県漁業調整規則																							
ア 魚種	イ 期間	備考																							
(略)	(略)																								
(略)	(略)																								
(略)	(略)	福岡県内水面漁業調整規則																							
<p>第6条（略）</p> <p>第7条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の魚種は、イ欄の区域においてウ欄の期間中遊漁してはならない。</p>	<p>第6条（略）</p> <p>第7条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の魚種は、イ欄の区域においてウ欄の期間中遊漁してはならない。</p>																								

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	備考
(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	福岡県
	(略)	(略)	漁業調
	(略)	(略)	整規則

第8条 1～2 (略)

3 第1項および第2項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所において行わなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

大川市漁業協同組合（福岡県大川市大字小保 1013-1）及び組合が指定した釣具店等

第9条～第13条 (略)

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	備考
(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	福岡県
	(略)	(略)	内水面
	(略)	(略)	漁業調
	(略)	(略)	整規則

第8条 1～2 (略)

3 第1項および第2項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所において行わなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

大川漁業協同組合（福岡県大川市大字小保 1013-1）及び組合が指定した釣具店等

第9条～第13条 (略)

<p>(様式1)</p> <p style="text-align: center;">遊漁承認申請書</p> <p style="text-align: center;">大川市漁業協同組合代表理事組合長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p>大川市漁業協同組合遊漁規則第3条の規定により遊漁の承認を受けたいので下記のとおり申請します。 (略)</p> <p>様式(2) 遊漁承認証(日釣り券)</p> <p style="text-align: right;">裏</p>	<p>(様式1)</p> <p style="text-align: center;">遊漁承認申請書</p> <p style="text-align: center;">大川漁業協同組合代表理事組合長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p>大川漁業協同組合遊漁規則第3条の規定により遊漁の承認を受けたいので下記のとおり申請します。 (略)</p> <p>様式(2) 遊漁承認証(日釣り券)</p> <p style="text-align: right;">裏</p>								
<p style="text-align: center;">No.</p> <p>遊漁承認証</p> <p>下記のとおりに遊漁を承認します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">遊漁者</td> <td style="width: 50%;">住所</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>(才)</td> </tr> </table> <p>承認期間 年 月 日</p> <p>魚種</p> <p>漁具漁法 釣り (3本以内)</p> <p>遊漁区域</p> <p>遊漁料</p> <p>発行者 大川市漁業協同組合</p>	遊漁者	住所	氏名	(才)	<p style="text-align: center;">No.</p> <p>遊漁承認証</p> <p>下記のとおりに遊漁を承認します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">遊漁者</td> <td style="width: 50%;">住所</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>(才)</td> </tr> </table> <p>承認期間 年 月 日</p> <p>魚種</p> <p>漁具漁法 釣り (3本以内)</p> <p>遊漁区域</p> <p>遊漁料</p> <p>発行者 大川漁業協同組合</p>	遊漁者	住所	氏名	(才)
遊漁者	住所								
氏名	(才)								
遊漁者	住所								
氏名	(才)								

<p>様式 (3) 遊漁承認証 (年券)</p> <p>表</p>	<p>様式 (3) 遊漁承認証 (年券)</p> <p>裏</p>								
<p>遊漁承認証</p> <p>下記のとおりに遊漁を承認します。</p> <table border="1" data-bbox="518 616 614 1064"> <tr> <td>遊漁者</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>(才)</td> </tr> </table> <p>承認期間 年 月 日</p> <p>魚種</p> <p>漁具漁法</p> <p>遊漁区域</p> <p>遊漁料</p> <p>発行者 大川市漁業協同組合</p>	遊漁者	住所	氏名	(才)	<p>遊漁承認証</p> <p>下記のとおりに遊漁を承認します。</p> <table border="1" data-bbox="518 1489 614 1937"> <tr> <td>遊漁者</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>(才)</td> </tr> </table> <p>承認期間 年 月 日</p> <p>魚種</p> <p>漁具漁法</p> <p>遊漁区域</p> <p>遊漁料</p> <p>発行者 大川市漁業協同組合</p>	遊漁者	住所	氏名	(才)
遊漁者	住所								
氏名	(才)								
遊漁者	住所								
氏名	(才)								
<p>様式 (4) (略)</p>	<p>様式 (4) (略)</p>								
<p>様式 (5) 漁場監視員証</p> <p>表</p>	<p>様式 (5) 漁場監視員証</p> <p>裏</p>								
<p>漁場監視員証</p> <p>下記の者は当組合の監視員であることを証明する。</p> <table border="1" data-bbox="1300 750 1348 1064"> <tr> <td>住所</td> </tr> </table>	住所	<p>漁場監視員証</p> <p>下記の者は当組合の監視員であることを証明する。</p> <table border="1" data-bbox="1300 1489 1348 1937"> <tr> <td>住所</td> </tr> </table>	住所						
住所									
住所									

氏名	年 月 日	年 月 日
有効期間	年 月 日	年 月 日
発行者	大川漁業協同組合	大川市漁業協同組合

遊漁規則変更認可申請 審査結果

免許番号	認可申請者	1. 総会				2. 認可の判断基準			認可番号
		総会(総代会)開催 通知日及び開催日	正組員 (総代)数	出席正組員 (総代)数	賛成組員 (総代)数	可決、否 決の別	(1) 漁業法第170条第5項 第1号	第2号	
内共第3号	大川漁業協 同組合	通知日 R4.9.7 開催日 R4.9.15	34	28	過半数	可決	不当な制限はない(前規則と同 内容)	不当な制限はない(前規則と同 内容)	遊第19号
	大野島漁業 協同組合	通知日 R4.9.7 開催日 R4.9.15	23	22	過半数	可決			
	上新田漁業 協同組合	通知日 R4.9.7 開催日 R4.9.15	25	21	過半数	可決			

【遊漁規則変更 認可要件】

1 総会開催

総会による議決事項のため、正組員数の2分の1以上の出席があり(定款)、過半数による議決が必要(水産業協同組合法第48、49条)

2 認可の判断基準

- (1) 遊漁を不当に制限していないか、遊漁料が妥当でないか等を審査する必要がある(漁業法第170条第5項)
- (2) 内水面漁場管理委員会の意見を聴く必要がある(漁業法第170条第4項)

えつ流刺し網による採捕許可方針

採捕の秩序の維持と水産資源の保護培養を図るため、福岡県漁業調整規則（以下、「規則」という。）第33条第1項第3号に掲げる流刺し網による採捕の許可のうち、えつ流刺し網による採捕の許可については、規則に定めるもののほか、次により処理するものとする。

1 許可対象者

規則第33条第4項の規定によるもののほか、次の者に許可する。

下筑後川漁業協同組合、大川漁業協同組合、大野島漁業協同組合、上新田漁業協同組合、川口漁業協同組合及び柳川漁業協同組合のいずれかに所属する組合員。

2 許可数の範囲

許可数は232以内とし、漁業協同組合別の許可数は次表の範囲内とする。

漁業協同組合名	許可数の範囲	標旗番号
下筑後川	92	No. 1～No. 92
大川	61	No. 93～No. 153
大野島	27	No. 154～No. 180
上新田	13	No. 181～No. 193
川口	33	No. 194～No. 226
柳川	6	No. 227～No. 232

3 採捕する期間

5月1日から7月20日までとする。

4 許可の有効期間

規則第33条第5項の規定により、許可の有効期間は、毎年5月1日から7月20日までとする。

5 採捕区域

(1) 下筑後川漁協の組合員の採捕区域は、以下のとおりとする。

採 捕 区 域	許可数
A区域 福岡県久留米市安武町武島、筑後大堰堰軸の線から下流方向へ300	51

mの同堰軸と平行な線から河口までの筑後川	
B区域 福岡県久留米市安武町武島、筑後大堰堰軸の線から下流方向へ300mの同堰軸の線と平行な線から佐賀県三養基郡みやき町坂口、坂口堰までの筑後川	39
C区域 次のア点とイ点を結んだ線から河口までの筑後川 ア点 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口水門東角 イ点 広川（筑後川旧本流）左岸の線と福岡県久留米市城島町同市三潞町の境界線との交点	2

- (2) 大川漁業協同組合、大野島漁業協同組合、上新田漁業協同組合、川口漁業協同組合及び柳川漁業協同組合の組合員の採捕区域は、C区域とする。

6 条件

規則第33条第13項において準用する規則第13条の規定により、次の条件を付けるものとする。

- (1) 許可証に記載された採捕区域以外で採捕してはならない。
- (2) 許可証に記載された採捕に従事する者以外が採捕してはならない。
- (3) 許可証に記載された船舶以外を使用して採捕してはならない。
- (4) 許可受給者は許可証に記載した船舶に自ら乗り組むこととする。
- (5) 使用する網は、網丈2.5m以下、網の長さ200m以下、網目は、網目15cmにつき8.5節以下（網目4cm以上、節間2cm以上）でなければならない。
- (6) 使用する漁具は1統でなければならない。
- (7) 採捕中は、使用船舶を漁具の周囲50mの範囲内にとめておかななければならない。
- (8) 採捕中は、別記様式第1号に掲げる標旗を使用船舶の舷上から1m以上の高さに掲げなければならない。
- (9) 日没から日出までの間の採捕は、網に灯火をつけなければならない。
- (10) 網を錨止めして採捕してはならない。
- (11) 網に石等の付属のおもり（通称石うち）をつけて採捕してはならない。ただし、鐘ヶ江大橋から下流の区域を除く。
- (12) 採捕期間終了後速やかに、月別の採捕実績報告書を提出しなければならない。

7 申請に必要な書類

規則第33条第3項の「申請書」は、別記様式第2号のとおりとする。ま

た、規則第33条第13項において準用する規則第8条第2項の「必要と認める書類」は次のとおりとする。

(1) 暴力団員等の照会に必要な事項を記載した書類

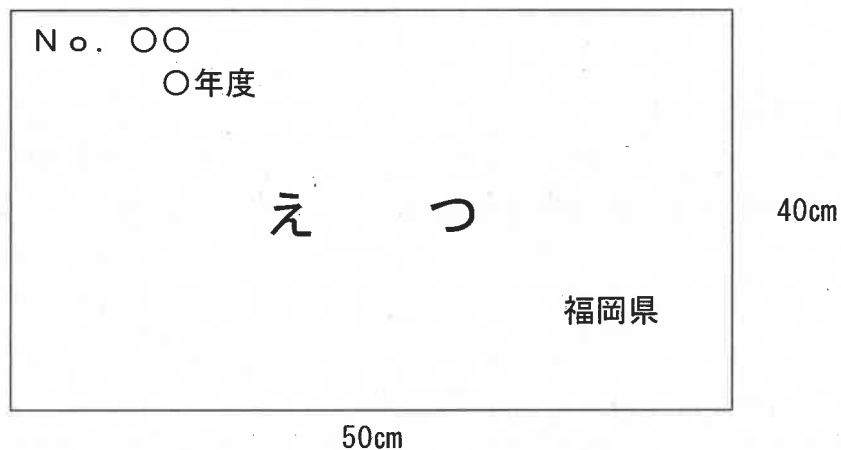
8 内水面漁場管理委員会との協議

この方針の改廃にあたっては、軽微な変更を除き、福岡県内水面漁場管理委員会及び福岡佐賀両県合同内水面漁場管理委員会に諮問又は協議するものとする。

附 則

- 1 この方針は、令和3年3月16日から施行する。
- 2 令和2年度えつ流し刺網による採捕許可方針（令和2年3月25日施行）は廃止する。

別記様式第1号



- 1 標識の大きさは、縦40cm×横50cmとする。
- 2 地色は黄色と白色を年ごとに交互に変更するものとする。
- 3 文字は1行目に許可番号、2行目に許可年度とする。
- 4 文字色は黒色とする。

(参考)

許可年度	地色
R3	黄色
R4	白色
R5	黄色
R6	白色
R7	黄色
R8	白色
R9	黄色
R10	白色

別記様式第2号

えつ流刺し網による採捕許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

氏名

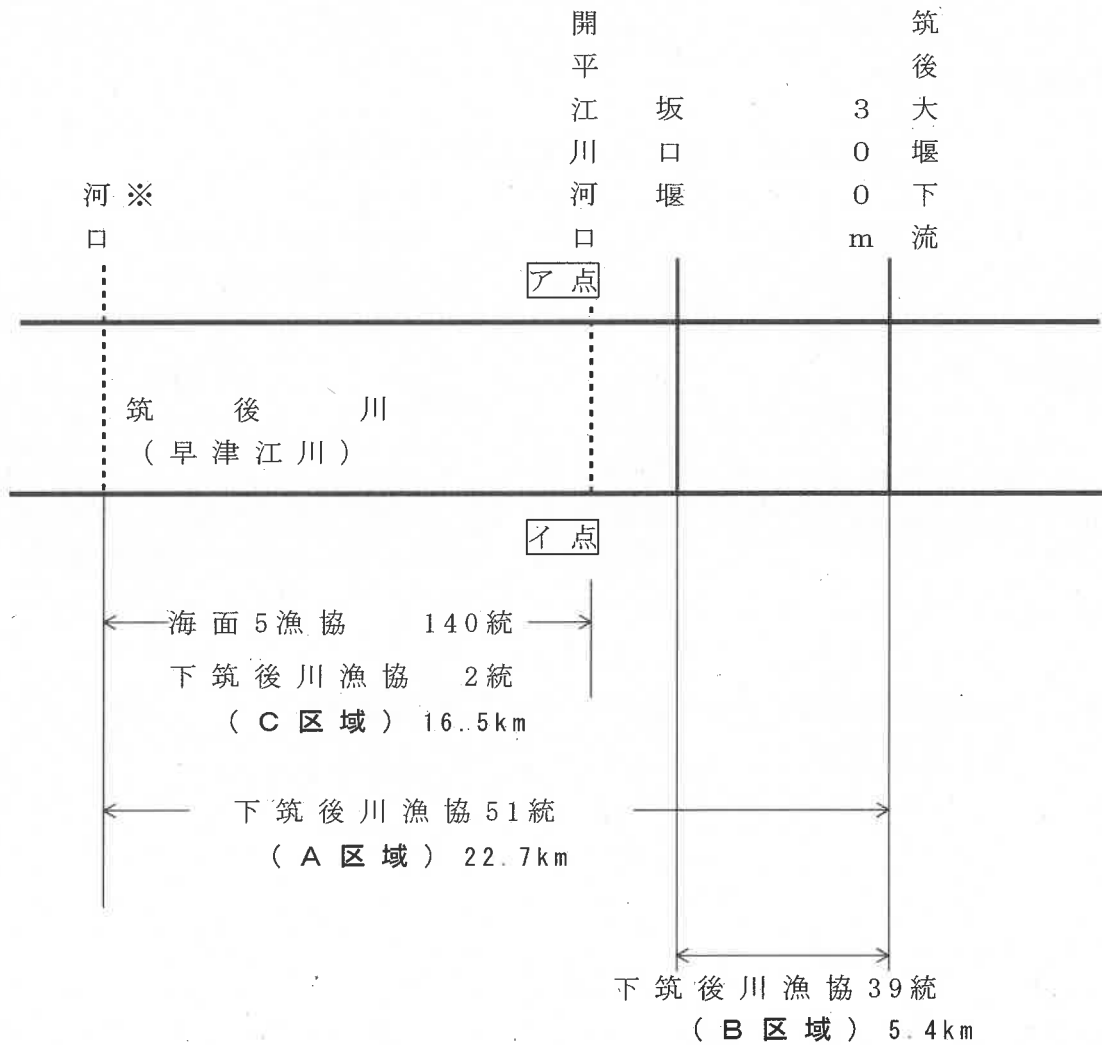
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

下記により水産動物の採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 採捕区域
- 3 採捕する水産動植物の種類
- 4 採捕期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 5 漁具の数及び規模
- 6 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 7 採捕に従事する者の住所及び氏名

(参 考)



※河口 (内共第3号基点)

- ・筑後川本流 基点15号と基点16号を結ぶ直線
 基点15号：福岡県柳川市大字七ツ家の南西角に設置した有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石
 基点16号：佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石
- ・早津江川 基点17号と基点18号を結ぶ直線
 基点17号：佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和搦西南角に設置した標柱
 基点18号：佐賀県佐賀市川副町大字犬井道字平和搦北東角に設置した標柱

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号(案)

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第33条に基づくしろうおやなによる採捕、試験研究機関等が試験研究等のためにする採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

令和5年 月 日(公報登載日)

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋の上流端の線

ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

令和5年3月1日から令和5年5月31日まで

現行**福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号**

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第33条に基づくしろうおやなによる採捕、試験研究機関等が試験研究等のためにする採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

令和4年2月15日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線

ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

令和4年3月1日から令和4年5月31日まで

令和 4 年 12 月 19 日

福岡県内水面漁場管理委員会
会 長 中園 正彦 殿

福岡市早良区室見4丁目22-26
室見川しろうお組合
組合長 小石原 義彦



委員会指示による採捕禁止区域の設定について（要望）

室見川におけるしろうおやなの操業において、資源保護上の問題がありますので、下記のとおり、委員会指示による採捕禁止区域の設定を要望します。

記

1. 要望理由

当組合では、シロウオ資源増殖のため、福岡大学やボランティアの協力の下、毎年、シロウオ産卵時期前に産卵床の造成を行っています。しかし、当該区域は、シロウオ産卵時期である3月から5月においてシジミ等の採捕が可能であり、整備した産卵床が掘り返されるとシロウオ卵が斃死し、シロウオ資源が減少する恐れがあるため、委員会指示による採捕禁止区域の設定を要望します。

2. 対象魚種

シロウオ以外の水産動植物（さお釣り、手釣りによる採捕を除く）

3. 採捕禁止期間

令和5年3月1日～令和5年5月31日

4. 採捕禁止区域

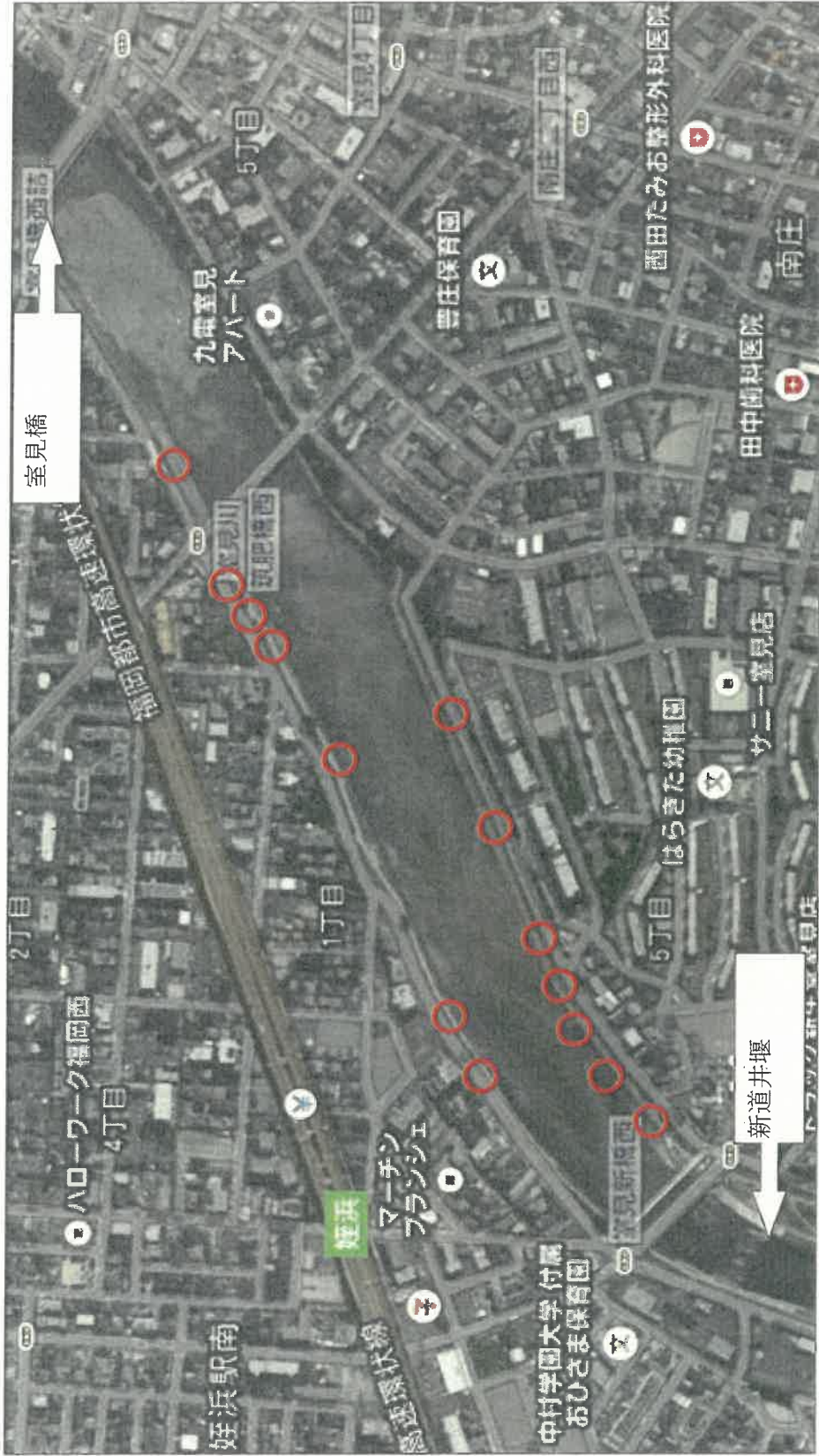
福岡市西区愛宕室見橋上流端から福岡市西区福重新道井堰下流端までの区域

5. 周知方法

別図に示す場所に採捕禁止の看板を設置し、周知する。



看板設置位置図



赤丸：看板設置位置

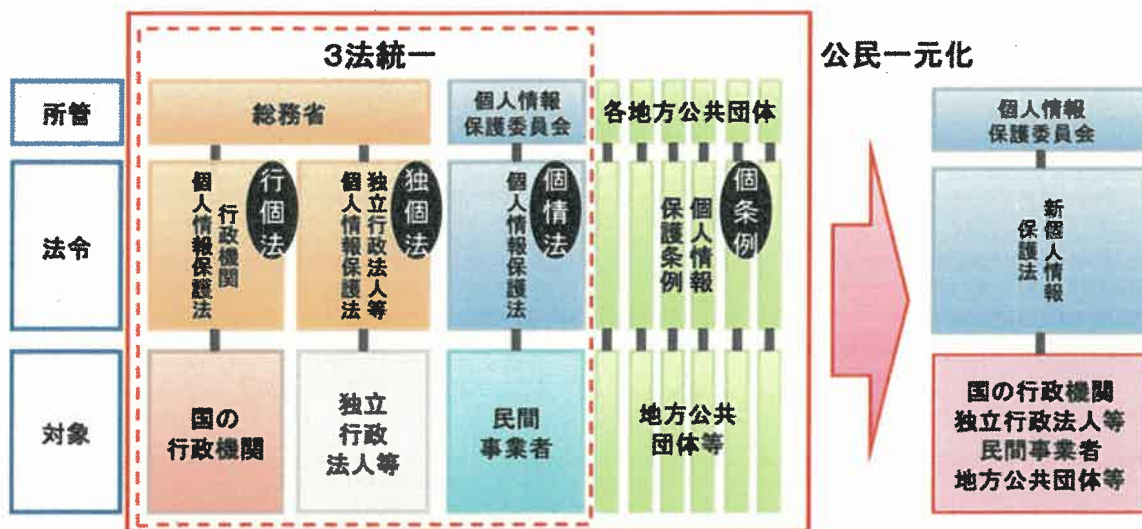
個人情報保護法※改正に伴う関係規程の整備について

1 個人情報保護法の改正について

これまでの個人情報保護法制は、国においては、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者を対象とした3つの個人情報保護法が整備され、地方公共団体においては、各自治体で個人情報保護条例が制定されていた。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」により、3つの個人情報保護法が統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の個人情報保護法に基づき、令和5年4月1日から全国的な共通ルールが適用されることとなった。

イメージ図



2. 本県における個人情報保護制度の整備

- ① 福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年4月1日施行）が令和4年12月議会において可決成立（福岡県個人情報保護条例は今年度末で廃止）。
 →内水面漁場管理委員会は、当該条例における実施機関*と規定されているため、委員会での手続き等は不要。
- ② 今後、知事部局では、知事における福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則、知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程、個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準を制定予定。現在、パブリックコメント実施中（令和4年12月23日～令和5年1月21日）。
 →各実施機関*において知事の例によると規定する必要あり。（今回協議）

※個人情報保護法 正式名称は「個人情報の保護に関する法律」。

※実施機関 県の機関（知事、公営企業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。）及び県が設立した地方独立行政法人…福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例第2条

(1) 告示

現行	新
<p>福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程</p> <p>平成十七年四月一日</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会告示第一号</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程を次のように定める。</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程(平成四年福岡県内水面漁場管理委員会告示第一号)の全部を改正する。</p> <p>福岡県個人情報保護条例(平成十六年福岡県条例第五十七号)の規定に基づき福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(平成十七年福岡県規則第二十七号)の規定の例による。</p> <p>附 則 この告示は、平成十七年四月一日から施行する。</p>	<p>福岡県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程</p> <p>令和五年四月一日</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会告示第一号</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程</p> <p>個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の規定に基づき福岡県内水面漁場管理委員会における個人情報保護に関する法律の施行については、福岡県個人情報保護に関する法律施行条例(令和四年福岡県条例第四十三号)に定めるもののほか、知事における福岡県個人情報保護に関する法律施行細則(令和五年福岡県規則第〇号)の規定の例による。</p> <p>附 則 1 この告示は、公布の日から施行する。 2 福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程(平成十七年福岡県内水面漁場管理委員会告示第一号。以下「旧告示」という。)は廃止する。 3 この告示の施行の日前に旧告示の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定による処分、手続その他の行為とみなす。</p>

(2) 訓令

現行	新
<p>福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報適切な管理のための措置に関する規程</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会訓令第一号</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を次のように定める。</p> <p>平成二十八年一月五日</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田 善和</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程(平成十七年四月福岡県訓令第四号)の規定の例による。</p> <p>附 則 この訓令は、公布の日から施行する。</p>	<p>福岡県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会訓令第一号</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を次のように定める。</p> <p>令和五年四月一日</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園 正彦</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程(令和五年四月福岡県訓令第〇号)の規定の例による。</p> <p>附 則 1 この訓令は、公布の日から施行する。 2 福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程(平成二十八年一月福岡県内水面漁場管理委員会訓令第一号)は廃止する。</p>

(3) 審査基準

現行	新
	<p>個人情報保護に関する法律に基づく福岡県内水面漁場管理委員会の処分に係る審査基準</p> <p>個人情報保護に関する法律に基づく福岡県内水面漁場管理委員会の処分に係る審査基準は次のとおりとする。</p> <p>令和五年四月一日</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園 正彦</p> <p>個人情報保護に関する法律に基づく福岡県内水面漁場管理委員会の処分に係る審査基準</p> <p>個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づき、福岡県内水面漁場管理委員会が行う処分に係る審査基準に関しては、個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準の例による。</p>

知事及び内水面漁場管理委員会における関係規定等

規程等 実施機関名	条例	規則 (告示)	訓令	審査基準
知事	福岡県個人情報保護条例(平成16年12月27日福岡県条例第57号)	知事及び個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(平成17年4月1日福岡県規則第27号)	知事及び個人情報の適切な管理のための措置に関する規程(平成17年4月福岡県訓令第4号)	※今回新たに審査基準を作成する必要あり
	(新) 福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月23日福岡県条例第43号)	(新) 知事における福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則	(新) 知事が保有する個人情報に関する管理のための措置に関する規程	(新) 個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準
内水面漁場管理委員会	—	福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程(平成17年4月1日福岡県内水面漁場管理委員会告示第1号)	福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程(平成28年1月5日内水面漁場管理委員会訓令第1号)	—
	—	(新) 福岡県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程	※知事の例によっている 福岡県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程	(新) 個人情報の保護に関する法律に基づく海区漁業調整委員会の処分に係る審査基準
規程等制定の必要性	x	○	○	○
	法施行条例において実施機関であることとを明記	これまで通り知事の例によると規定する必要あり	これまで通り知事の例によると規定する必要あり	新たに知事の例によると規定する必要あり

※海区漁業調整委員会においても同様に知事の例によると規定する

福岡県内水面漁場計画（改正）素案

1 福岡県内水面漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項

①～⑤ 省略

⑥公示番号 内区第6号 (削除)

⑦～⑩ (省略)

⑪公示番号 内区第12号 (削除)

⑫～⑱ (省略)

⑲公示番号 内共第1号

ア 漁場の位置 矢部川水系の本流及び支流の流域

イ 漁場の区域 基点「第1号」及び「第2号」を結ぶ直線から上流の矢部川本流（ダムを結ぶ含む。）及び同支流の流域。ただし、基点「第3号」及び「第4号」を結ぶ直線から下流の沖端川、基点「第5号」及び「第6号」を結ぶ直線から下流の花奈川、基点「第7号」及び「第8号」を結ぶ直線から下流の山ノ井川、基点「第9号」及び「第10号」を結ぶ直線から下流の塩塚川並びにこれらの河川の支流を除く。

基点第1号 福岡県柳川市大和町と同市三瀬町境隈柱（矢部川右岸側）
 基点第2号 基点「第1号」から真方位130度10分の方位線と対岸との交点
 基点第3号 福岡県柳川市保加町、出の橋下流側右岸橋台角
 基点第4号 福岡県柳川市上町、出の橋下流側左岸橋台角
 基点第5号 福岡県三瀬郡大木町大字後津、観音丸井橋右岸側角
 基点第6号 福岡県三瀬郡大木町大字後津、観音丸井橋左岸側角
 基点第7号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側右岸橋台角
 基点第8号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側左岸橋台角
 基点第9号 福岡県柳川市佃町番所、番所橋下流側右岸橋台角
 基点第10号 福岡県柳川市大和町明野番所、番所橋下流側左岸橋台角

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふなぎ漁業	〃
〃	うなぎ漁業	〃
〃	やまめ（えのは）漁業	〃
〃	おいかわ（はや）漁業	〃
〃	うぐい（いだ）漁業	〃

〃	すつぼん漁業	〃
〃	もくずがに漁業	〃
〃	てながえび漁業	〃
〃	わかさぎ漁業	〃

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 福岡県柳川市、筑後市、八女市、みやま市瀬高町、みやま市山川町

キ 条件 なし

⑳公示番号 内共第2号

ア 漁場の位置 筑後川本流の福岡県久留米市城島町（基点第11号、基点第12号）から福岡県と大分県境（基点第13号、基点第14号）までの流域及び同支流

イ 漁場の区域 基点「第11号」及び「第12号」を結ぶ直線と基点「第13号」及び「第14号」を結ぶ直線との間の筑後川の本流（久留米市小森野地先の宝満川及び新宝満川を含む。）、小石原川・佐田川（ダムを含む。）及び同支流（三井郡大刀洗町、床島堰から小石原川に通ずる放水路を含む。）、基点「第21号」及び「第22号」を結ぶ直線から下流の赤谷川、基点「第23号」及び「第24号」を結ぶ直線から下流の隈の上川、基点「第25号」及び「第26号」を結ぶ直線から下流の巨瀬川並びに基点「第27号」及び「第28号」を結ぶ直線から下流の広川（白口川を除く。）の区域

基点第11号 福岡県久留米市城島町と同市三瀬町境隈柱

基点第12号 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口水門東角

基点第13号 大分県日田市大字夜明、夜明ダム堰堤右岸上流端

基点第14号 福岡県うきは市浮羽町三春、夜明ダム堰堤左岸上流端

基点第21号 福岡県朝倉市杷木林田、林田堰下流側右岸台角

基点第22号 福岡県朝倉市杷木林田、林田堰下流側左岸台角

基点第23号 福岡県うきは市吉井町桜井、長野橋下流側右岸橋台角

基点第24号 福岡県うきは市吉井町桜井、長野橋下流側右岸橋台角

基点第25号 福岡県久留米市大橋町合桑、大橋下流側右岸橋台角

基点第26号 福岡県久留米市大橋町合桑、大橋下流側左岸橋台角

基点第27号 福岡県久留米市荒木町藤田、庄井手堰下流側右岸台角

基点第28号 福岡県久留米市荒木町藤田、庄井手堰下流側左岸台角

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	5月20日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	てながえび漁業	〃
〃	ふなぎ漁業	〃
〃	うなぎ漁業	〃
〃	もくずがに漁業	〃
〃	すつぼん漁業	〃
〃	おいかわ（はや）漁業	〃
〃	わかさぎ漁業	〃
〃	やまめ（えのは）漁業	〃

- 基点第35号 佐賀県三養基郡みやき町向島、鐘つき井樋右岸角
- 基点第36号 佐賀県三養基郡みやき町向島、鐘つき井樋左岸角
- 基点第37号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鐘つき井樋右岸角
- 基点第38号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鐘つき井樋左岸角
- 基点第39号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鐘つき井樋右岸角
- 基点第40号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鐘つき井樋左岸角
- 基点第41号 佐賀県神埼市千代田町託田、城東橋下流側右岸橋台角
- 基点第42号 佐賀県神埼市千代田町下坂、城東橋下流側左岸橋台角
- 基点第43号 佐賀県佐賀市蓮池町大字小松字堂地、新橋下流側右岸橋台角
- 基点第44号 佐賀県佐賀市蓮池町大字小松字堂地、新橋下流側左岸橋台角
- 基点第45号 佐賀県佐賀市諸富町大字大基、加与丁橋下流側右岸橋台角
- 基点第46号 佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池、加与丁橋下流側左岸橋台角
- 基点第47号 佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池、中地橋下流側右岸橋台角
- 基点第48号 佐賀県佐賀市蓮池町大字良島、中地橋下流側左岸橋台角

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい漁業	〃
〃	てながえび漁業	〃
〃	ふな漁業	〃
〃	もくずがに漁業	〃
〃	うなぎ漁業	〃

エ 存续期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 福岡県柳川市、大川市、三潁郡大木町、筑後市、久留米市（ただし、久留米市田主丸町、同市北野町を除く）、佐賀県神埼市千代田町、佐賀市川副町、佐賀市諸富町、三養基郡みやき町、鳥栖市

キ 条件 なし

②公示番号 内共第5号

ア 漁場の位置 八木山川本流及び同支流の流域

イ 漁場の区域 基点「第51号」及び基点「第52号」を結ぶ直線と基点「第53号」及び基点「第54号」を結ぶ直線との間の八木山川本流（ダムを含む。）及び同支流の区域

基点第51号 福岡県若市市宮田天神下井堰の上流側右岸台角

基点第52号 福岡県若市市宮田天神下井堰の上流側左岸台角

基点第53号 福岡県飯塚市八木山、女郎ヶ原橋の下流200メートル、八木山川右岸と支流の合流部の中央点

基点第54号 福岡県若市市三ヶ畑、基点「第53号」から真方位250度の方位線と対岸との交点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで

- エ 存续期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 福岡県久留米市、筑後市、三井郡大刀洗町、うきは市、朝倉市、朝倉郡筑前町（ただし、朝倉郡筑前町赤坂、同町朝日、同町石櫃、同町櫛木、同町三箇山、同町四三嶋、同町篠隈、同町下高場、同町曾根田、同町長者町、同町砥土、同町中牟田、同町細嶋、同町東小田、同町吹田、同町二、同町松延、同町三並、同町三年田、同町安野を除く）、三潁郡大木町、佐賀県神埼市千代田町、三養基郡みやき町、佐賀市川副町、佐賀市諸富町、鳥栖市
- キ 条件 なし

③公示番号 内共第3号

ア 漁場の位置 筑後川本流の福岡県久留米市城島町（基点第11号、基点第12号）から下流域及び同支流

イ 漁場の区域 基点「第11号」及び「第12号」を結ぶ直線と基点「第15号」及び「第16号」を結ぶ直線との間の筑後川本流、基点「第17号」及び「第18号」を結ぶ直線から上流の早津江川、基点「第7号」及び「第8号」を結ぶ直線から下流の山ノ井川、基点「第29号」及び「第30号」を結ぶ直線から下流の養水川、開平江川、基点「第31号」及び「第32号」を結ぶ直線から下流の養水川、基点「第33号」及び「第34号」を結ぶ直線から下流の井柳川、基点「第35号」及び「第36号」を結ぶ直線並びに基点「第37号」及び「第38号」を結ぶ直線から下流の大島江川、基点「第39号」及び「第40号」を結ぶ直線から下流の鯉津江川、基点「第41号」及び「第42号」を結ぶ直線から下流の田手川、基点「第43号」及び「第44号」を結ぶ直線から下流の城原川、基点「第45号」及び「第46号」を結ぶ直線から下流の佐賀江川並びに基点「第47号」及び「第48号」を結ぶ直線から下流の中地江川の区域

基点第11号 福岡県久留米市城島町と同市三潁町境標柱

基点第12号 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口水門東角

基点第15号 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置した有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石

基点第16号 佐賀県佐賀市川副町大字大乾間字元治橋の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石

基点第17号 佐賀県佐賀市川副町大字大乾間字昭和橋西南角に設置した標柱

基点第18号 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道字平和橋北東角に設置した標柱

基点第7号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側右岸橋台角

基点第8号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側左岸橋台角

基点第29号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、錠井樋右岸角

基点第30号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、錠井樋左岸角

基点第31号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、銀杏橋下流側右岸橋台角

基点第32号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、銀杏橋下流側左岸橋台角

基点第33号 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側右岸橋台角

基点第34号 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側左岸橋台角

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 オ 個別漁業種又は団体漁業種の別 団体漁業種
 カ 関係地区 福岡県宮若市
 キ 条件 なし

㉔公示番号 内共第6号

ア 漁場の位置 今川本流及び同支流の流域
 イ 漁場の区域 基点「第55号」及び基点「第56号」を結ぶ直線から上流の今川本流(ダムを含む。)及び同支流の区域
 カ 関係地区 福岡県行橋市金屋、今川ダム右岸側角から下流200メートルの右岸側に設置した標識
 キ 条件 なし
 基点第55号 福岡県行橋市東大橋、今川ダム左岸側角から下流200メートルの左岸側に設置した標識

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
"	こい漁業	1月1日から12月31日まで
"	ふな漁業	"
"	うなぎ漁業	"
"	わかさぎ漁業	"
"	おいかわ(はや)漁業	"
"	やまめ(えのは)漁業	"
"	すっぱん漁業	"
"	もくずがに漁業	"

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業種又は団体漁業種の別 団体漁業種

カ 関係地区 福岡県田川郡添田町、同郡赤村、京都郡みやこ町(ただし、京都郡みやこ町勝山池田、同町勝山岩熊、同町勝山上田、同町勝山浦河内、同町勝山大久保、同町勝山上矢山、同町勝山黒田、同町勝山長川、同町勝山松田、同町勝山箕田、同町勝山宮原、同町勝山矢山を除く)、行橋市

キ 条件 なし

㉕公示番号 内共第7号

ア 漁場の位置 祓川本流及び同支流の流域
 イ 漁場の区域 基点「第57号」及び「第58号」を結ぶ直線から上流の祓川本流(ダムを含む。)及び同支流の区域
 カ 関係地区 福岡県行橋市沓尾、沓尾橋下流側右岸橋台角
 キ 条件 なし
 基点第57号 福岡県行橋市沓尾、沓尾橋下流側右岸橋台角
 基点第58号 福岡県行橋市今井、沓尾橋下流側左岸橋台角

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
"	こい漁業	1月1日から12月31日まで

"	ふな漁業	"
"	うなぎ漁業	"
"	おいかわ(はや)漁業	"
"	もくずがに漁業	"
"	すっぱん漁業	"
"	やまめ(えのは)漁業	"

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業種又は団体漁業種の別 団体漁業種

カ 関係地区 福岡県田川郡添田町、同郡赤村、京都郡みやこ町(ただし、京都郡みやこ町勝山池田、同町勝山岩熊、同町勝山上田、同町勝山浦河内、同町勝山大久保、同町勝山上矢山、同町勝山黒田、同町勝山長川、同町勝山松田、同町勝山箕田、同町勝山宮原、同町勝山矢山を除く)、行橋市

キ 条件 なし

㉖公示番号 内共第8号

ア 漁場の位置 岩岳川、佐井川の本流及び同支流の流域
 イ 漁場の区域 基点「第59号」及び基点「第60号」を結ぶ直線から上流の岩岳川の本流及び同支流並びに基点「第61号」及び基点「第62号」を結ぶ直線から上流の佐井川の本流及び同支流の区域
 カ 関係地区 福岡県豊前市沓川、下ノ田堰右岸側角
 キ 条件 なし
 基点第59号 福岡県豊前市沓川、下ノ田堰右岸側角
 基点第60号 福岡県豊前市沓川、下ノ田堰左岸側角
 基点第61号 福岡県築上郡吉富町直江、延命堰右岸側角
 基点第62号 福岡県築上郡吉富町直江、延命堰左岸側角

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
"	こい漁業	1月1日から12月31日まで
"	おいかわ(はや)漁業	"
"	あまご(えのは)漁業	"

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業種又は団体漁業種の別 団体漁業種

カ 関係地区 福岡県築上郡吉富町、同郡上毛町、豊前市

キ 条件 なし

㉗公示番号 内共第9号

ア 漁場の位置 福岡県八女市黒木町本分
 イ 漁場の区域 福岡県八女市黒木町本分、花宗池の全部
 ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
"	ふな漁業	"
"	おいかわ(はや)漁業	"
"	わかさぎ漁業	"

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
カ 関係地区 福岡県八女市黒木町本分
キ 条件 なし

③公示番号 内共第10号

ア 漁場の位置 筑後川本流の福岡県久留米市城島町(基点第11号、基点第12号)から
佐賀県三養基郡みやき町(基点第19号)及び福岡県久留米市(基点第20号)
を結ぶ直線までの流域

イ 漁場の区域 基点「第11号」及び「第12号」を結ぶ直線と基点「第19号」及び「第
20号」を結ぶ直線との間の筑後川本流の区域

基点第11号 福岡県久留米市城島町と同市三潞町境標柱

基点第12号 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口水門東角

基点第19号 佐賀県三養基郡みやき町江口大字豆津、豆津橋下流側右岸橋

台角

基点第20号 福岡県久留米市大石町、豆津橋下流側左岸橋台角

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 福岡県三潞郡大木町、久留米市(ただし、久留米市田主丸町、同市北野町を
除く)、筑後市、佐賀県神埼市千代田町、三養基郡みやき町、鳥栖市

キ 条件 なし

2 漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第24条各号に掲げる事項

(1) 内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 別添1のとおり

(2) 漁場図 別添2のとおり

3 免許予定日

(1) (省略)

(2) 内共第1号から内共第10号まで 令和5年9月1日

4 3に係る申請期間

(1) (省略)

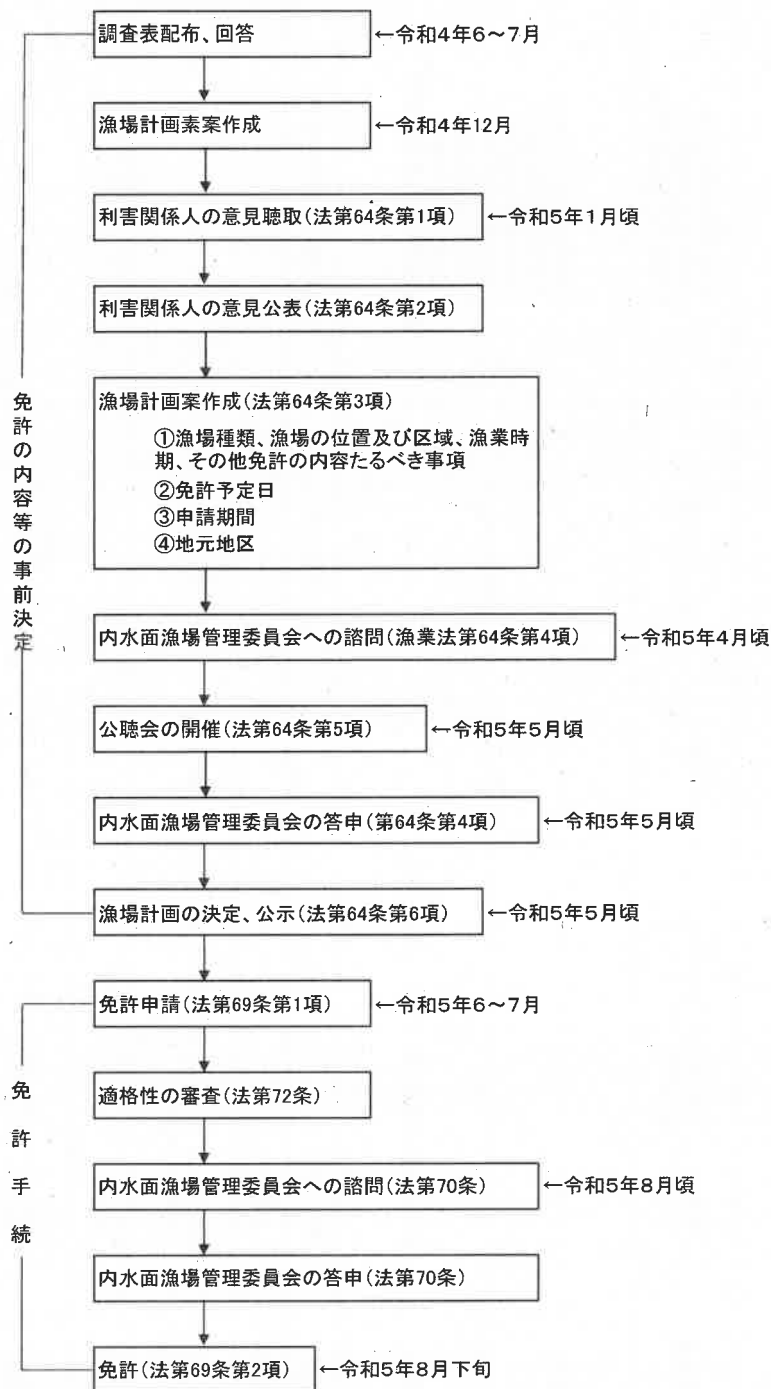
(2) 内共第1号から内共第10号まで 令和5年 月 日から同年 月 日まで

5 類似漁業権以外の漁業権 内区第18号

漁業権内容一覧(R5.9.1~R15.8.31)(予定)

漁業権番号	漁業の種類	漁業権対象種	漁場の位置(概略)	免許申請予定者
内共第1号	第一種共同漁業	しじみ	矢部川	矢部川漁業協同組合
	第五種共同漁業	あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、おいかわ、うぐい、すっぽん、もくずがに、てながえび、わかさぎ		
内共第2号	第五種共同漁業	あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、すっぽん、もくずがに、てながえび、わかさぎ、やまめ	筑後川(上流)	筑後川漁業協同組合 甘木漁業協同組合 下筑後川漁業協同組合
	第一種共同漁業	しじみ		
内共第3号	第五種共同漁業	こい、ふな、うなぎ、もくずがに、てながえび	筑後川(下流)	下筑後川漁業協同組合 大川市漁業協同組合 川口漁業協同組合 柳川漁業協同組合 浜武漁業協同組合 沖端漁業協同組合 佐賀県有明海漁業協同組合
	第一種共同漁業	しじみ		
内共第5号	第五種共同漁業	あゆ、こい	八木山川	八木山川漁業協同組合
	第一種共同漁業	しじみ		
内共第6号	第五種共同漁業	あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、おいかわ、すっぽん、もくずがに、わかさぎ	今川	京二川漁業協同組合
	第一種共同漁業	しじみ		
内共第7号	第五種共同漁業	あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、おいかわ、すっぽん、もくずがに	祓川	京二川漁業協同組合
	第一種共同漁業	しじみ		
内共第8号	第五種共同漁業	こい、あゆ、あまご(えのは)、おいかわ	岩岳川	岩岳川漁業協同組合
	第一種共同漁業	しじみ		
内共第9号	第五種共同漁業	こい、ふな、おいかわ、わかさぎ	花宗池	犬山漁業協同組合
	第一種共同漁業	しじみ		
内共第10号	第一種共同漁業	しじみ	筑後川(上流)	下筑後川漁業協同組合

共同漁業権の免許設定までの手続き(案)



【漁業法】

第69条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

第70条 前条第一項の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

第171条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に有する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

第21期 第5回
福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会

日 時 令和4年12月20日(火) 14:00～

場 所 福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 会長及び副会長の互選について(協議)

(2) 筑後川における令和4年度うなぎ種苗特別採捕許可及びうなぎ稚魚漁業
許可の取扱いについて(協議)

(3) その他

3 閉 会

第21期 第5回
福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会 出席者名簿

日 時 令和4年12月20日(火) 14:00～
 場 所 福岡市博多区東公園7-7
 福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

○内水面漁場管理委員会委員

福岡県	佐賀県
中 園 正 彦 佐々木 和 之 古 賀 正 廣 各 務 秀 人 望 岡 典 隆	有 吉 敏 和 坂 本 兼 吾 中 村 さやか 田 中 和 宏 草 野 剛 (欠席)

○ 県・事務局

福岡県	佐賀県
農林水産部水産局 漁業管理課 参 事 佐 野 二 郎 技術主査 吉 田 幹 英 主任主事 山 田 菜美子 水産振興課養殖内水面係 係 長 片 山 幸 恵 技術主査 松 本 昌 大 主 事 福 富 美貴菜	海区漁業調整委員会事務局 事務局長 江 口 泰 蔵 農林水産部水産課漁業調整担当 係 長 寺 田 雅 彦 主 事 萩 原 千 春

福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、福岡、佐賀両県の内水面における水産動物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。

(事務局)

第2条 委員会の事務局は、会長の所属する漁場管理委員会の事務局におき、その書記が事務を行う。

(委員会)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

福岡県内水面漁場管理委員会会長1名、委員4名

佐賀県内水面漁場管理委員会会長1名、委員4名

2 調査審議するため、必要に応じて小委員会をおくことができる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 委員会に会長及び副会長をおく。会長及び副会長は、各県の管理委員会の会長がつとめる。

2 会長及び副会長の任期は、2年とし、両県の委員が交互に会長及び副会長をつとめる。

3 会長は、会議を総理し、委員会を代表する。

4 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長は、その職務を総理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は少なくとも5日前に議事事項並びに開催の日時及び場所を各委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

第6条 委員会は、定数の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開催することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長がこれを決する。

第7条 委員会の会議は、予め通知した事項に限って決議する。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りでない。

(議事録)

第8条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議事事項
- 四 議事の結果
- 五 その他重要な事項

第9条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2名以上がこれに署名するものとする。

(規程改正)

第10条 この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

(雑則)

第11条 前各条に定めるものの他、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和58年11月7日から施行する。
- 2 この規程施行時の会長及び副会長の任期は、昭和60年2月28日までとする。

付 則

この規程は、平成3年11月5日から施行する。

令和4年度筑後川うなぎ種苗特別採捕許可
及びうなぎ稚魚漁業許可に係る資料

(変更点:)

3 令和4年度許可概要(案)

項目	福岡県	佐賀県
許可を受ける者	下筑後川漁協組合員	県内養鰻業者(2名)
許可期間	2月1日～4月30日	2月1日～4月30日
採捕従事者数	20人	16人
許可数	養殖用	18.7kg (内訳は未定)
	中間育成放流用	5kg
	試験研究用	—kg
計	30kg	18.7kg
採捕場所	筑後川本流久留米市小森野堰から下流坂口堰までの区域	筑後川本流久留米市小森野堰から下流坂口堰までの区域

1 令和3年度許可実績

項目	福岡県	佐賀県
許可を受けた者	下筑後川漁協組合員	佐賀県内の養鰻業者
許可数	養殖用	17.7kg
	中間育成放流用	1kg
	試験研究用	0kg
計	30kg	18.7kg
採捕従事者数	17人	16人
許可期間	令和4年2月1日～ 令和4年4月30日	令和4年2月1日～ 令和4年4月30日
採捕場所	筑後川本流久留米市小森野堰から下流坂口堰までの区域	筑後川本流久留米市小森野堰から下流坂口堰までの区域

2 令和3年度採捕実績及び令和4年度放流実績

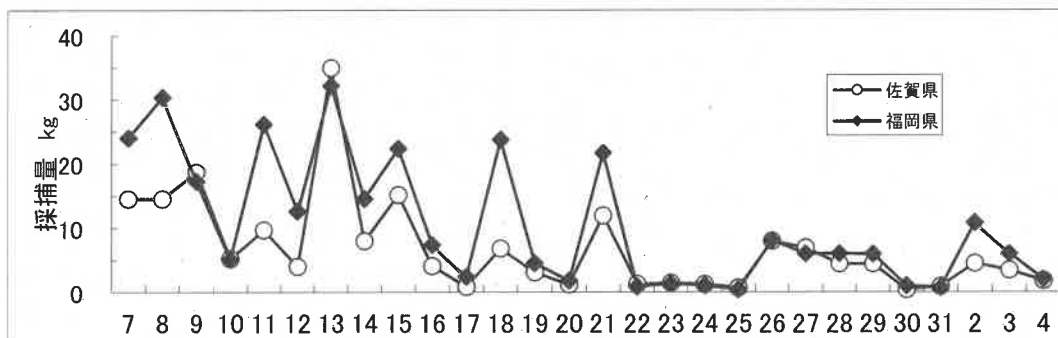
項目	福岡県	佐賀県
採捕者	下筑後川漁協	佐賀県養鰻業者
採捕終了年月日	4月30日	4月30日
採捕数量	2.0kg	1.8kg
見返り放流	浮羽養鰻7-8本/kg 25kg	10-15本/kg 25kg
内共2号自主放流	下筑後川 165kg 筑後川 60kg 甘木 30kg	
内共3号自主放流		280kg
県費放流	20本/kg 167kg	100kg

4 令和4年度許可の条件(案)

- (1)福岡県は30kg、佐賀県は18.7kgを超える量を採捕してはならない。
 - (2)採捕するときは、許可証又は許可証の写しを携帯し、知事が定められた腕章をつけなければならない。
 - (3)許可期間中、定期的に採捕状況を別に定める様式により報告しなければならない。許可期間中に許可数量の採捕を完了したときも同様とする。
 - (4)採捕従事者を特定しなければならない。
 - (5)筑後川本流において使用する光力は、500ワット(福岡佐賀両県内水面合同漁場管理委員会で決められた光力)以内でなければならない。
 - (6)採捕のために船を使用してはならない。
 - (7)なお、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるシラスウナギの採捕停止指示には従わなければならない。
- ※腕章の色は、福岡県が白色、佐賀県が黄色。

筑後川におけるシラスウナギ採捕の許可及び採捕実績

年度	許可期間	採捕者数(人)		許可数量(kg)		採捕実績(kg)		採捕終了月日	
	佐賀県、福岡県	佐賀県	福岡県	佐賀県	福岡県	佐賀県	福岡県	佐賀県	福岡県
H6	H7. 1/15~4/15	25	25	55	55	14.70	24.10	4/3	4/3
H7	H8. 1/15~4/15	25	25	55	55	14.70	30.40	4/15	4/15
H8	H9. 1/15~4/15	25	25	55	55	18.80	17.30	4/10	4/15
H9	H10. 1/15~4/15	25	25	55	55	5.20	5.10	4/15	4/15
H10	H11. 1/10~4/10	25	25	55	55	9.70	26.20	4/10	4/10
H11	H12. 1/15~4/15	25	25	45	45	4.00	12.60	4/10	4/10
H12	H13. 1/20~4/15	23	23	35	35	35.00	32.20	2/25	2/24
H13	H14. 1/15~4/15	23	23	35	35	8.00	14.60	4/15	3/31
H14	H15. 1/15~4/15	23	23	35	35	15.17	22.42	3/31	3/31
H15	H16. 1/15~4/15	21	21	35	35	4.10	7.39	4/15	4/15
H16	H17. 1/15~4/15	14	20	25	35	0.85	2.44	4/15	4/15
H17	H18. 1/15~4/15	14	20	25	35	6.83	23.79	3/31	3/29
H18	H19. 1/15~4/15	14	20	25	35	3.10	4.53	4/5	4/5
H19	H20. 1/25~4/25	14	20	25	35	1.20	1.77	4/20	4/20
H20	H21. 1/25~4/25	14	19	25	35	11.95	21.75	3/31	3/26
H21	H22. 1/15~4/10	14	20	20	30	1.26	0.85	4/10	4/10
H22	H23. 1/20~4/10	14	20	20	30	1.42	1.33	4/10	4/10
H23	H24. 1/22~4/10	14	20	20	30	1.20	1.04	4/10	4/10
H24	H25 2/ 1~4/20	14	20	20	30	0.65	0.42	4/20	4/20
H25	H26 2/ 1~4/20	14	20	20	30	8.00	8.08	4/20	4/20
H26	H27 2/ 1~4/20	14	17	18.7	30	6.90	5.99	4/20	4/20
H27	H28 2/ 1~4/20	14	19	18.7	30	4.40	6.02	4/20	4/20
H28	H29 2/ 1~4/20	14	18	18.7	30	4.40	5.91	4/20	4/20
H29	H30 2/ 1~4/20	14	18	18.7	30	0.40	1.00	4/20	4/20
H30	H31 2/ 1~4/30	16	17	18.7	30	0.90	0.70	4/30	4/30
R1	R2 2/ 1~4/30	16	15	18.7	30	4.50	10.80	4/30	4/30
R2	R3 2/ 1~4/30	16	18	18.7	30	3.40	6.00	4/30	4/30
R3	R4 2/ 1~4/30	16	17	18.7	30	1.80	2.00	4/30	4/30



筑後川における第5種共同漁業権に基づくうなぎ種苗特別採捕許可方針

県内におけるうなぎ種苗の安定的供給と資源の維持保護との調和を図るとともに、採捕秩序を確立するため、福岡県筑後川における第5種共同漁業権行使権に基づく養殖用種苗及び放流用種苗の採捕については、福岡県漁業調整規則（以下、規則という。）第47条に基づく特別採捕許可により、同規則第34条及び第38条第1項並びに第39条第1項及び第2項の適用を除外する。当該特別採捕許可については、規則及び他の法令に規定するもののほか、この方針により処理する。

1 許可対象者

下筑後川漁業協同組合（以下、漁協という。）に所属し、内共第2号第5種共同漁業権うなぎ漁業の行使権を有する者のうち漁協が指定する者。なお、養殖用種苗の採捕を目的とする場合、漁協は福岡県内に養殖場の所在地があり、かつ内水面漁業の振興に関する法律に基づくうなぎ養殖業の許可受給者であり、にほんうなぎの池入割当量を有する者（以下、養鰻業者という。）又は福岡県養鰻漁業協同組合と供給契約（以下、供給契約という。）を結ばなければならない。

2 許可期間

毎年2月1日から4月30日までとする。

3 採捕する水産動植物の種類及び数量

種類はうなぎ（しらすうなぎ）とし、数量は漁協全体として30kgとする。

4 採捕の期間及び区域

採捕期間は毎年2月1日から4月30日までとし、採捕区域は内共第2号第5種共同漁業権漁場内で漁協が指定した区域とする。

5 使用する漁具及び漁法

すくい網とする。

6 採捕に従事する者

許可申請者本人のみとする。

7 条件

規則第47条第4項の規定により、許可にあたっては、次の条件を付すものとする。

(1) 採捕のために使用する灯火は、カーバイトランプ、灯油ランプ、電灯とする。灯

火の光力は福岡佐賀両県内水面合同漁場管理委員会で決められた500ワット以内でなければならない。

- (2) 船を使用して採捕してはならない。
- (3) 養殖用種苗として採捕したうなぎ稚魚は供給契約に基づく場合以外に販売してはならない。
- (4) 採捕するときは、許可証を携帯し、別記様式第1号に示す腕章をつけなければならない。
- (5) 許可期間中、毎月の採捕数量を翌月10日までに漁協がとりまとめて報告しなければならない(別記参考様式第2号)。
- (6) 養殖用種苗を採捕する場合は国内全ての養殖場のほんうなぎの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるしらすうなぎの採捕停止指示には従わなければならない。

8 申請すべき期間及び申請に必要な書類

申請すべき期間は、事務処理に要する期間を考慮し、別に定めるものとする。また、規則第47条に規定する申請に必要な書類は以下のとおりとする。

- (1) 特別採捕許可申請書(別記参考様式第3号)
- (2) 採捕箇所図(拡大した図面に採捕箇所及び周辺地形・物標を明確に記載し、○○川○○町○○橋から上流○○町○○堰までの区域というように表示すること。)
- (3) 漁協組合長の意見書
- (4) 許可申請者の写真(証明書用で、6カ月以内に撮影したもの2枚)
- (5) 養鰻業者又は養鰻組合との間の供給契約書(写し)

9 内水面漁場管理委員会との協議

この方針の制定、改廃にあたっては、軽微な変更を除き、福岡県内水面漁場管理委員会及び福岡佐賀両県合同内水面漁場管理委員会において協議するものとする。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月17日から施行するものとする。
- 2 福岡県ウナギ種苗特別採捕許可方針(昭和53年12月1日施行)は廃止する。
- 3 この方針は、令和3年12月13日から施行するものとする。

別記様式第1号

別紙様式1

<p>○ No.○○ 福岡県</p> <p>うなぎ種苗(しらすうなぎ)採捕</p>

- 1 地色は黄色と白色を年ごとに交互に変更するものとする。
- 2 文字は、1行目に許可年度(数字のみ)、通し番号、福岡県、2行目にうなぎ種苗(しらすうなぎ)採捕と記載する。
- 3 文字色は黒色とする。ただし、許可年度は赤色とする。
- 4 腕章の上下部に夜光塗料を塗ったり、反射テープを貼るなど夜間でも分かりやすくするものとする。

(参考)

許可年度	地色
R2	白色
R3	黄色
R4	白色
R5	黄色
R6	白色
R7	黄色
R8	白色
R9	黄色
R10	白色

F A X 送 信 票

うなぎ種苗特別採捕許可実績報告書

令和 年 () 月分

住所

漁協名

許可数量	kg
------	----

採捕数量									
氏名									
1日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
2日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
3日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
4日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
5日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
6日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
7日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
8日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
9日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
10日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
11日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
12日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
13日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
14日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
15日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
16日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
17日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
18日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
19日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
20日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
21日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
22日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
23日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
24日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
25日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
26日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
27日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
28日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
29日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
30日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
31日	g	g	g	g	g	g	g	g	g
合計数量	g	g	g	g	g	g	g	g	g

・記入は、1尾を0.2gで換算して重量(g)で書いてください (1kg = 5,000尾)

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、福岡県等の関係機関へ提供することに同意します。

別記参考様式第3号

うなぎ種苗特別採捕許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所
氏名

福岡県漁業調整規則第47条に基づき、下記の内容のとおり特別採捕の許可を受けたいので申請します。

記

1. 目 的
2. 適用除外の認可を必要とする事項
3. 使用船舶
4. 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量
(種苗の採捕の場合は供給先及びその数量)
5. 採捕の期間 年 月 日から 年 月 日まで
6. 採捕の区域
7. 使用する漁具及び漁法
8. 採捕に従事する者の住所及び氏名

佐賀県うなぎ稚魚漁業許可方針（案）

第1 制限措置

(1) 漁業種類

うなぎ稚魚漁業

（内水面において、うなぎ稚魚（全長 13 cm 以下のうなぎをいう。）の採捕を目的とするもの）

(2) 漁業者の数

2名以内

(3) 操業区域

① 筑後川本流久留米市小森野堰から下流坂口堰までの区域

② 筑後川を除く県内一円の河川

(4) 漁業時期

令和5年2月1日から4月30日まで

(5) 漁業を営む者の資格

① 農林水産大臣のうなぎ養殖業許可証を有する佐賀県の養鰻業者

② 令和4年4月30日現在で当該許可を受けていた者

③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

④ 適切な資源管理を実践できる者

⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可した日から令和5年4月30日まで

第3 申請すべき期間

公示した日から令和5年1月20日まで

第4 条件

(1) 採捕に従事する者は、採捕証票を携帯し、県が交付する許可腕章を着用しなければならない。（腕章の色：黄色地に黒文字）

(2) 許可を受けた者は、筑後川とそれ以外の県内河川に分けて採捕従事者を特定しなければならない。

(3) たも網（すくい網）以外で採捕してはならない。

(4) 船を使用して採捕してはならない。

(5) 採捕に使用する集魚灯の光力は、500ワット以内でなければならない。

(6) 松浦川では、2月1日から2月末日までの間は採捕してはならない。

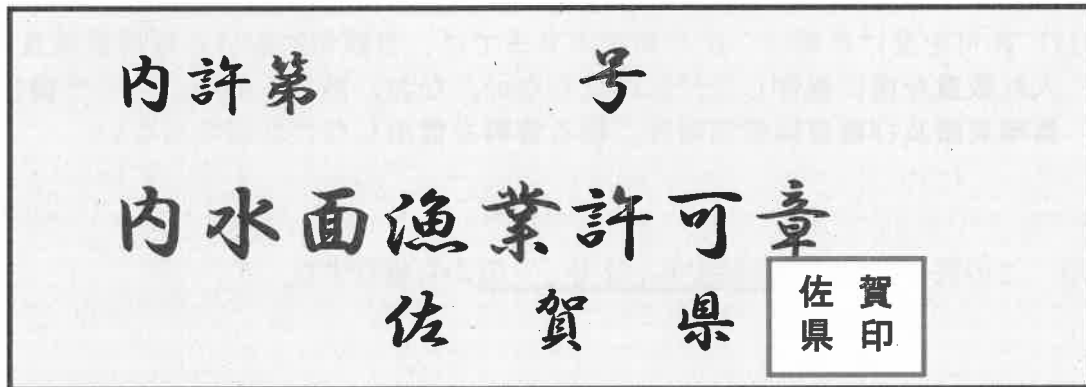
(7) 漁業権漁場で採捕するときは、当該漁業権者の同意を得なければならない。

(8) 採捕したうなぎ稚魚を他者に譲渡し、または、販売してはならない。

- (9) 知事が、県内のうなぎ養殖業者の池入れ数量が、県下の養殖場の池入れ割当量である 18.7k g に達するおそれがあるとして、シラスウナギの採捕の停止を命じた場合には、当該命令に従わなければならない。
- (10) 国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるシラスウナギの採捕停止指示に従わなければならない。
- (11) 許可を受けた者は、次の旬の末日までに、当該旬における採捕数量及び池入れ数量を県に報告しなければならない。なお、県から指示があった場合は、養殖実績及び種苗供給実績等に係る資料を提出しなければならない。

第5 この許可方針は、令和4年12月__日から施行する。

○佐賀県うなぎ稚魚漁業許可腕章



※ 腕章の色は黄色